

在宅福祉介護料のあり方について ～検討の経過報告～

1

在宅福祉介護料の概要

■事業目的

在宅の障害者又は要介護高齢者の介護者に対し、在宅福祉介護料を支給し、もつて介護者の労に報いるとともに、家族の福祉の増進を図ることを目的とする。

■対象・金額	第1種（要介護4・5）	35,000円
	第2種（要介護3）	25,000円

■根拠 長野市在宅福祉介護料支給条例及び同条例施行規則

■給付要件

基準日（7月1日又は1月1日）時点で、長野市内に引き続き1年以上居住し、65歳以上の中・重度の要介護高齢者を6か月(180日)以上在宅で介護をしている者（障害者については別に要件あり）

在宅福祉介護料の検討経過

▶ 現状と課題 あんしんいきいきプラン21（2021 - 2023）より

介護保険制度創設から相当年数が経過し、介護の社会化を実現してきていることから、介護保険制度と整合するよう本事業のあり方を検討する必要がある。

▶ 在宅福祉介護料の推移

区分・状態	～H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度～
第1種 要介護4・5	135,000 ^円	90,000 ^円	60,000 ^円	50,000 ^円	35,000 ^円
第2種 要介護3	99,000 ^円	63,000 ^円	42,000 ^円	35,000 ^円	25,000 ^円

※ H20年3月市議会 保健福祉部長答弁

市民を対象としたアンケートでは継続を望む回答は43.7%。長野市財政構造改革懇話会において市独自の基準で行っている手当の給付として見直しの対象となっている。あんしんいきいきプラン21策定時の社会福祉審議会等の審議結果を踏まえ、段階的に支給金額を縮小することとした。

介護の社会化と在宅福祉介護料について①

▶ 介護保険制度創設前（H12.3.31以前）

介護保険法施行以前、特別養護老人ホーム等は、措置により入所するもので、その施設数・定員は十分とは言えず、家族の状況等により入所の要否を決定していた。このことから、当時の介護は、在宅で家族が負担せざるをえないことが多く、本事業により介護者の慰労を図ることが必要とされていたと思われる。

▶ 介護保険制度創設後（H12.4.1～）

介護保険法施行から20年以上経過し、特別養護老人ホームの他、有料老人ホーム等の施設も充実してきており、入所施設は契約により利用するものとなっている。また、デイサービス、ショートステイ等の在宅サービスも普及してきており、介護が社会化するとともに、介護者の負担軽減を図る体制は以前と比較し、整備されている。

介護の社会化と在宅福祉介護料について②

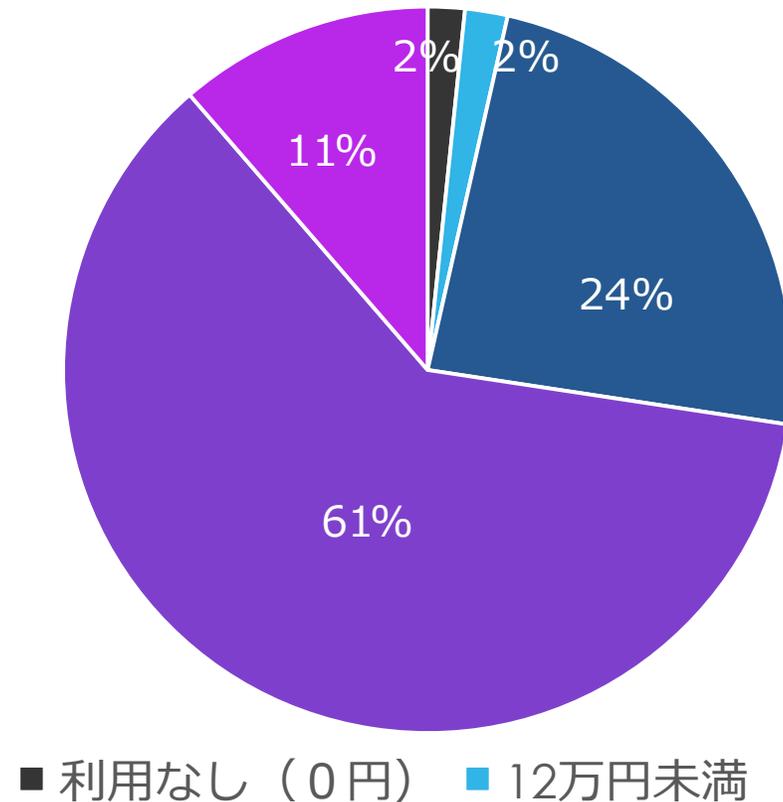
▶ 介護保険制度創設以前と現在の介護サービス提供状況の比較

年度 (サービス提供の方法)	H10年 (措置)	⇒ (比較値)	H31年 (契約)
人口(高齢者) 高齢化率	359,224人(61,931人) 17.2%	1.8倍 (高齢者数)	376,080人(110,191人) 29.3%
入所施設利用者 特養・老健・有料他	719人(市内+広域特養25か所) 86.1人に1人が入所	8.8倍 (入所定員)	6,310人(市内特養・老健・有料等) 17.5人に1人が入所
デイサービス 給付実績	444,144千円 (寝たきり14か所、認知症7か所)	13.5倍 (給付金額)	5,978,413千円 (200か所 小規模多機能、複合型を含む)
ショートステイ 給付実績	106,501千円(24か所)	16.9倍 (給付金額)	1,802,652千円(53か所)
在宅福祉介護料 支給実績	132,921千円(1,159人)	1.04倍 (支給人数)	36,715千円(1,201人)

(給付額による集計値)

在宅福祉介護料受給者のサービス利用状況①

年間利用量（金額による）集計
 ※ R2年度受給者1,219人を対象に調査



年間500万円以上の利用者は6人
 最高額は535万8千円

サービス利用額 (R元.7月~R2.6月)	人数
利用なし (0円)	20人
12万円未満 (1カ月平1万円未満)	23人
12万円以上120万円未満 (1カ月平均1~10万円)	291人
120万円以上360万円未満 (1カ月平均10~30万円)	747人
360万円以上 (1カ月平均30万円以上)	138人

(自己負担分1割~3割を含む集計値)

在宅福祉介護料受給者のサービス利用状況②

年間利用量（サービス種類別）集計

※ R2年度受給者1,219人を対象に調査

年間1人当たり平均210万7千円分のサービスを利用

サービス種類	利用者	利用日数	利用金額
訪問介護・訪問入浴・訪問看護	567人	63,492日 (112日/1人)	426,491,577円 (752,190円/1人)
デイサービス(通所介護・通所リハ)	940人	114,442日 (122日/1人)	1,270,165,310円 (1,351,239円/1人)
小規模多機能・複合型サービス*	78人	18,325日 (235日/1人)	251,130,094円 (3,219,617円/1人)
ショートステイ（短期入所）	482人	26,449日 (55日/1人)	274,711,908円 (569,942円/1人)
上記以外のその他サービス (住宅改修・福祉用具を除く)	251人	—	304,003,307円
介護保険サービス利用者全体	1,199人	—	2,526,502,196円 (2,102,135円/1人)

*小規模多機能・複合型サービス：訪問・通所・泊りを組み合わせたサービスを提供

(自己負担分1割～3割を含む集計値)

国が定める介護慰労金の支給基準

▶ 地域支援事業として介護保険財源で支給する場合の考え方

平成31年4月・改正地域支援事業実施要綱（介護慰労金の支給基準を明確化）

(2) 家族介護支援事業

ウ 家族介護継続支援事業

(ウ) 介護自立支援事業

以下の要件のいずれも満たす要介護者を、現に介護している家族を慰労するための事業

① 事業実施前1年の間において介護保険法第8条各項に定めるサービスを全く利用していない要介護者。ただし、地域の実情や家族の状況を踏まえ、以下のいずれかに該当する要介護者を現に介護している家族を対象とすることは差し支えない。

a 福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は住宅改修のみを利用する要介護者

b 事業実施前1年の間における介護保険法第8条各項に定めるサービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）の利用日数の合計が10日以内の要介護者

② 要介護3以上の要介護者。ただし、地域の実情や家族の状況を踏まえ、要介護2の者で、かつ、認定調査時の主治医意見書において「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の要介護者を現に介護している家族を対象とすることは差し支えない。

在宅福祉介護料の方向性について

◎介護保険制度創設から相当年数が経過し、市内においても介護サービスが充実し、要介護者・介護者を社会全体で支える仕組みが整ってきており、介護者の負担は、介護保険制度創設以前と比較して軽減されていることから、本事業の意義が薄れてきている。

◎在宅福祉介護料については、今後、国の地域支援事業（介護自立支援事業）に準じた支給基準とし、介護保険サービスを利用していない介護者等の給付費を増額して、支援を手厚くすることも考えられる。

※「サービス利用日数が10日以内」の基準を適用した場合、令和2年度の**受給者1,219人のうち24人が支給対象に該当**する。

- 国は、事業対象を「平成26年度に任意事業において事業を実施している市町村」としており、今後、長野市が国の基準に該当しても地域支援事業として介護保険財源から介護料を支出することはできない。）

【参考】他市（中核市）の実施状況

▶ 家族介護慰労金の実施状況に関する調査（R2年3月 川崎市調査）

慰労金の支給 ①実施している 33市 ②実施していない 19市

①のうち、③国の支給基準に準ずる
(うち要介護4・5が対象)

25市
24市)

およそ半数の中核市が
国の基準に準じている

④市独自の基準

8市（長野市を含む）

③のうち、非課税要件等あり

23市

短期入所利用7日以内

17市

〃 10日以内

1市

入院日数90日以内

8市

③の支給金額 10万円 19市

12万円 4市

15万円 1市

(中核市58市中、長野市を含む52市が回答)